

北広島市役所事務事業
第3次地球温暖化対策実行計画

計画推進期間：平成23年4月～平成28年3月

《目 次》

目次

第1	実行計画策定の背景	1
1	計画策定の社会的背景.....	1
2	地球温暖化による影響.....	1
3	地球温暖化対策の現状.....	1
4	市の取り組み状況.....	1
5	計画の目的.....	1
6	計画の期間・目標達成年次	2
7	計画の範囲・対象事業.....	2
8	計画の対象とする温室効果ガス	5
第2	温室効果ガス排出量の状況	6
1	温室効果ガス総排出量の削減状況	6
第3	温室効果ガス削減目標.....	7
第4	削減の取り組みの方向性.....	9
第5	具体的な取り組み内容.....	10
1	省エネルギーに向けた取り組み.....	10
2	省資源やリサイクルに向けた取り組み	10
3	環境マネジメント運用及び職員への啓発の取り組み	10
4	環境配慮型製品等の購入.....	11
5	環境配慮型の施設への更新	11
6	ごみ減量化のため取り組み	11
第6	計画の推進体制.....	12
1	推進体制	12
2	報告と公表.....	12
3	計画の見直し	12

第1 実行計画策定の背景

1 計画策定の社会的背景

近年、地球温暖化という言葉聞く機会が非常に増えています。

温暖化問題は国際的に重要な問題として認識され、国連を中心とした枠組みの下、世界中の国々が地球温暖化防止のための取り組みを進めており、その動きは年々進んでいます。

我が国でも気候変動枠組条約締結国で定めた京都議定書の数値目標の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）のほか、多くの関連する法律が拡充され、これに基づき多くの施策等が推進されています。

2 地球温暖化による影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書では、気候変化が世界中の地域の自然と社会に影響を与えていることが明らかになったことを報告しています。

そしてその影響は地球の平均気温が上昇するにつれて増加し、30%から場合によっては40%以上といわれる生物種の絶滅や、洪水と暴風雨による損害の増加、食糧生産力の低下などを引き起こす可能性が高いと考えられています。

3 地球温暖化対策の現状

前述の京都議定書では、2008年から2012年までの間に1990年比で6%の温室効果ガスの削減をすることとしています。2009年（平成21年）9月には、国連気候変動サミットで2020年に1990年比25%の削減する目標を世界に表明しました。

この目標に向けて国では、「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定していますが、この法案の中では2020年の25%の削減に加え、2050年までに温室効果ガスの80%削減を目指しています。

4 市の取り組み状況

市では平成10年に「北広島市環境保全に向けた実行計画」を策定以来、次のとおり計画を策定し、環境負荷の低減に取り組んできました。

- ① 平成10年 北広島市環境保全に向けた実行計画
- ② 平成13年 市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画
- ③ 平成18年 第2次市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画
- ④ 平成20年 第2次市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画（改訂）

また、平成20年度からは、上記計画のいっそうの推進のため、市として環境マネジメントシステムを構築し、さらなる環境負荷の低減に向けた行動を進めています。

5 計画の目的

本計画については、温対法第20条の3に規定される市町村の義務として策定し、北広島市の

事務事業による温室効果ガスの抑制を図ることを目的とするものです。

6 計画の期間・目標達成年次

市では、平成10年4月に「北広島環境保全に向けた率先実行計画」を策定し、これを基本に平成13年1月からは「市役所事務事業における地球温暖化対策推進実行計画」を策定、また平成17年度からは第2次実行計画（～平成22年度まで）を策定し、これらの推進にあたってきました。

本計画は第2次実行計画に続く計画として、平成23年から平成27年度までの5年間を計画期間として策定します。

7 計画の範囲・対象事業

この計画の対象は、北広島市役所が行うすべての事務及び事業となり、廃棄物処理や小中学校、保育園なども含まれます。

ただし、市民の利用頻度や降雨量などでエネルギー使用量が変動する次の施設等については計画の削減目標の対象外とするほか、指定管理者や委託で行う事業を除くこととしますが、温室効果ガスの抑制等の措置が可能なものについては指定管理者等に必要な措置を講じるよう要請するものとします。

【対象外とする施設】

- ① 市民等の利用の増減により活動量に変動がある施設（市民プール・葬祭場）
- ② 降雨、降雪によってのみ活動量が左右されるもの（排水機場）
- ③ 給配水人口の増減により活動量に変動がある施設（上下水道施設）
- ④ 火災等の発生状況により活動量に変動があるもの（消防団施設）

市の各施設の対象、非対象の取り扱いは以下のとおりです。

市役所各施設の対象・非対象の内訳

施設番号	施設名	施設管理担当課	対象・対象外区分
1	本庁舎	総務課	対象施設
2	第2庁舎(旧)		対象施設
3	第3庁舎(旧)		対象施設
4	第2庁舎(増)		対象施設
5	第3庁舎(増)		対象施設
6	借上庁舎		対象施設
7	中央会館		対象施設
8	大曲出張所	大曲出張所	対象施設
9	大曲会館	市民生活課	指定管理者
10	農民研修センター		指定管理者

11	北広島住民センター		指定管理者
12	西の里会館		指定管理者
13	北広島東記念館		指定管理者
14	大曲ふれあいプラザ	工業振興課	指定管理者
15	消防本部・消防署	消防本部総務課	対象外 (4)
16	消防署大曲出張所		対象外 (4)
17	消防署西の里出張所		対象外 (4)
18	消防第1分団詰所		対象外 (4)
19	消防第2分団詰所		対象外 (4)
20	消防第3分団詰所		対象外 (4)
21	消防第4分団詰所		対象外 (4)
22	福祉センター	こども発達支援センター	対象施設
23	すみれ保育園	児童家庭課	対象施設
24	すずらん保育園		対象施設
25	稲穂保育園		対象施設
26	大曲保育園(民営化)		民間施設 (対象外)
27	大曲学童クラブ		対象施設
28	大曲東学童クラブ		対象施設
29	シルバー活動センター	高齢者支援課	指定管理者
30	北広島葬斎場	環境課	対象外 (1)
31	北広島霊園(便所)		対象外 (1)
32	北広島クリーンセンター	廃棄物対策課	対象施設
33	ふれあい公園管理棟	都市整備課	対象施設
34	きたひろサンパーク管理棟		指定管理者
35	土木事務所	土木事務所	対象施設
36	南の里排水機場	土木事務所	対象外 (2)
37	共栄排水機場	土木事務所	対象外 (2)
38	中の沢排水機場	土木事務所	対象外 (2)
39	エルフィンパーク	エルフィンパーク	対象施設
40	下水処理センター	下水処理センター	対象外 (3)
41	大曲ポンプ場		対象外 (3)
42	西の里第1ポンプ場		対象外 (3)
43	虹ヶ丘ポンプ場		対象外 (3)
44	マンホール内ポンプ場(7ヶ所)		対象外 (3)
45	青葉浄水場	水道施設課	対象外 (3)
46	緑陽配水池		対象外 (3)
47	輝美配水池		対象外 (3)
48	竹山受水池 (該当なし)		対象外 (3)
49	大曲輪厚配水池		対象外 (3)

50	輪厚分水室		対象外 (3)
51	竹山配水池		対象外 (3)
52	西の里配水池		対象外 (3)
53	共栄調整槽		対象外 (3)
54	学校給食センター	学校給食センター	対象施設
55	広葉中学給食棟		対象施設
56	西の里中学校給食調理場		対象施設
57	中央公民館	中央公民館	対象施設
58	中央公民館陶芸作業所		対象施設
59	大曲陶芸作業所 (大曲会館に合算)		指定管理者
60	西の里公民館		対象施設
61	総合体育館	社会教育課	指定管理者
62	輪厚児童体育館		指定管理者
63	大曲ファミリー体育館		指定管理者
64	西の里ファミリー体育館		指定管理者
65	西部住民プール		指定管理者
66	大曲住民プール		指定管理者
67	西の里住民プール		指定管理者
68	緑陽公園プール		指定管理者
69	白樺住民プール		指定管理者
70	東部住民プール		指定管理者
71	自然の森キャンプ場		指定管理者
72	緑葉公園管理棟		指定管理者
73	旧島松駅通所	文化課	対象施設
74	フレンドリーセンター	社会教育課	対象施設
75	芸術文化ホール・図書館	芸術文化ホール・図書館	対象施設
76	西部小学校	学校教育課	対象施設
77	東部小学校		対象施設
78	北の台小学校		対象施設
79	広葉小学校		対象施設
80	西の里小学校		対象施設
81	若葉小学校		対象施設
82	高台小学校		対象施設
83	緑陽小学校		対象施設
84	大曲小学校		対象施設
85	大曲東小学校		対象施設
86	西部中学校		対象施設
87	西の里中学校		対象施設
88	大曲中学校	対象施設	

89	広葉中学校		対象施設
90	緑陽中学校		対象施設
91	東部中学校		対象施設
92	輪厚児童センター	児童家庭課	対象施設
93	みらい塾	学校教育課	対象施設
94	北広島ふれあい学習センター	市民生活課	指定管理者
95	地域職業相談室	商業労働課	対象施設
96	新中の沢排水機場		対象外 (2)
97	輪厚配水地		対象外 (3)
98	防災センター (危機管理)		対象施設

8 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは温対法第2条第3項に規定する物質のうち、下記の4種類の温暖化ガスとします。

施行令第4条に定める地球温暖化係数一覧

温室効果ガスの種類	発生の原因となる市の事務事業	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO2)	電気、暖房用重油・灯油、 自動車用ガソリン、軽油の使用	1
メタン(CH4)	クリーンセンターでの廃棄物埋め立て、 自動車の走行	21
一酸化二窒素(N2O)	自動車の走行、下水処理	310
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用、廃棄	1,300

第2次計画においては、下記のガスも対象としていましたが、正確な把握が困難であり、その場合は算定対象から除いてよいとされていること、また、現時点での下記ガスの全温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)に占める割合が非常に低いと推計されることから、第3次計画においては下記のガスは対象から除くこととします。

第3次計画から対象から除くこととした温室効果ガス

温室効果ガスの種類	発生の原因となる市の事務事業
六フッ化硫黄(SF ₆)	封入電気器具の廃棄

第2 温室効果ガス排出量の状況

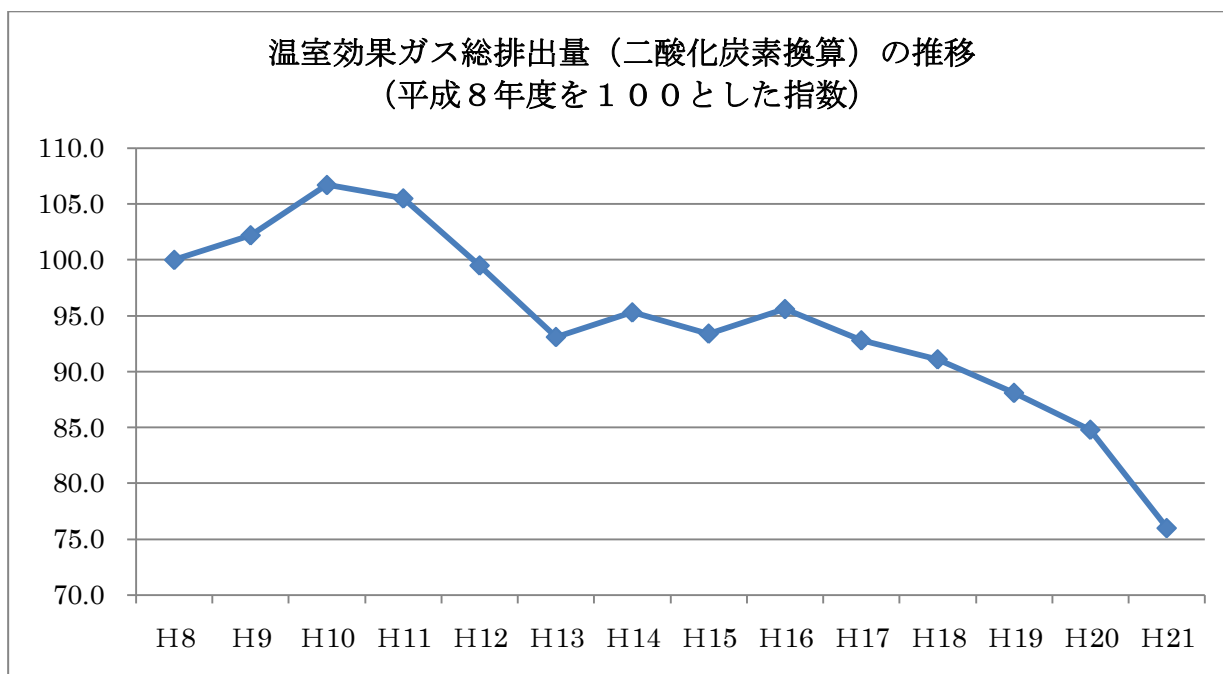
1 温室効果ガス総排出量の削減状況

平成21年度の市の全公共施設及び事務事業での温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で27,222tとなっています。

なお、これまでの市の取り組みによる、各実行計画と温室効果ガス量（二酸化炭素換算）の推移状況は次のとおりです。

過去の実行計画と対象期間

実行計画名	期間	年数
北広島市環境保全に向けた実行計画	H10～H12	2年
市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画	H13～H17	5年
第2次市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画	H18～H19	2年
第2次市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画（改訂）	H20～H21	2年



※温室効果ガスの排出量計算方法や発生係数については時期により異なり、同じ年度でも計算に用いた基準によって結果が異なるため、数値等を指数化して接続している。

第3 温室効果ガス削減目標

第2次計画での削減目標は、平成16年度を基準年として17年から22年の5年間で1%以上を削減するという目標でした。

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画ですが、同法には数値目標設定に関する定めがなく、市が任意に削減目標を定めることとなります。

一方、平成22年度から施行された改正省エネ法でも一定以上エネルギーを使用する自治体は計画を定めることとなりましたが、これについても対象となる自治体の数値目標に関する制限はありません。

参考となる目標値は、京都議定書の目標である1990年比6%の減、または国が現在掲げている2020年までの25%減（1990年比）の目標であり、これらを基本に考えることとなりますが、当市の現時点で把握している一番古い実績である平成8年度の温室効果ガスの総排出量と比較して、平成21年度現在で既に25%程度の削減を達成していることから、これらは目標としては適切ではないと考えられます。

従って、それ以外の基準で目標を設定することとなりますが、前述のとおり、数値目標に関する定めが法律等で設定されていないことから、当市の現在までの削減状況及び今後の各排出項目の削減可能な量を見込んだ上で、次のとおり市の目標を掲げることとします。

削減目標

2015（平成27）年までに削減対象施設における市の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量を平成21年度実績に対して5%削減します。

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

平成21年度実績 22,901トンから1,145トン削減し。

平成27年度の目標値を 21,756トンとします。

発生源ごとの削減目標

項目	平成21年度 実績	削減目標 率 (%)	削減数値	二酸化炭素 削減量 (t)
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	27,222			
削減目標対象44施設 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	22,902	5.0%	1,145	1145
全公共施設電力量 (kw)	10,069,246			
削減目標対象44施設 電力量 (kw)	5,101,415	0.5%	25,507	15
全公共施設灯油 (リットル)	300,898			
削減目標対象34施設 灯油 (リットル)	158,522	※現状維持		
全公共施設重油 (リットル)	1,341,024			
削減目標対象21施設 重油 (リットル)	1,060,367	※現状維持		
全公共施設ガソリン (リットル)	54,679			
削減目標対象51車両 ガソリン (リットル)	35,479	0.5%	177	0.4
全公共施設軽油 (リットル)	68,920			
削減目標対象9車両 軽油 (リットル)	8,592	0.5%	43	0.1
全公共施設LPG (m ³)	78,305			
削減目標対象39施設 LPG (m ³)	63,703	※現状維持		
コピー・プリンター用紙 (枚)	6,075,000	1%	60,750	
廃棄物埋立量 (乾物重量 トン)	5,372	6.7%	358	1,130

※ 灯油と重油については以前から省エネの取り組みが進んでおり、灯油については平成16年比10.24%減(21年度)、重油については4.29%減(同年比)を達成したものの、建物自体の断熱強化などが実施されなければ今後の大幅な削減は困難と考え、現状維持とします。

※ LPGについては、給食センターと保育園関連で93%を使用しており、給食の調理食数に左右されるところが大きいことから現状維持とします。

※ 廃棄物埋立量については、平成23年度から生ごみの分別収集が開始されることを勘案し、大幅な削減を見込んでいます。

第4 削減の取り組みの方向性

前述のとおり、本計画で対象とする温室効果ガスは4物質としていますが、その排出量の内訳は次表のとおりです。

温室効果ガスの排出量と全体に占める割合（二酸化炭素換算、21年度実績）

	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフル オロカーボン	合 計
排出量 (t)	11,108	15,757	355	1	27,222
割 合 (%)	40.8%	57.9%	1.3%	0.0%	100.0%

表に示すとおり、温室効果ガス排出量の98.7%を二酸化炭素とメタンの2つで占めていることから、この2つのガスの削減の取り組みを重点的に行うこととします。

具体的には、エネルギーの消費を抑えることによって、二酸化炭素の排出を抑制します。

また、メタンについては次表のとおり、その発生量の99%以上が廃棄物の埋め立てによるものであることから、ごみ減量化の取り組みによりメタンの排出を削減します。

メタンの発生源別の排出量の内訳と全体に占める割合（21年度）

	自動車の走行	廃棄物埋立	下水処理	合 計
排出量(kg)	11	744,098	6,245	750,355
割 合(%)	0.0%	99.2%	0.8%	100.0%

さらに、省資源については、市の温暖化ガス排出量の削減には反映されませんが、地球全体の温暖化防止に役立つものとして取り組むこととします。

第5 具体的な取り組み内容

1 省エネルギーに向けた取り組み

二酸化炭素を削減するため、電気や燃料の使用量について、行動による意識的な削減のほか、施設や設備の更新（新設）の際、省エネ型とするよう積極的に取り組みを進めます。

① 電気使用量の削減

- ・ 昼休みは来客対応などを除き原則消灯とし、勤務時間中も使わないスペースや明るい窓際などでの不要な照明は消灯します。
- ・ 時間外勤務時には不要照明を消灯することとし、ノー残業デーやクール・アースデーなどの環境アクションデーは極力残業しないこととします。
- ・ 常時稼働する必要のあるOA機器以外は外勤時などに電源を切ることにします。
- ・ 夏季の冷房の設定温度は28℃とします。
- ・ 電気ポットやコーヒーマーカー、個人用の電気ストーブ等の使用は禁止とします。

② 燃料使用量の削減

- ・ 冬季間の暖房設定温度は20℃とし、使用しない会議室等の暖房は停止します。
- ・ 無駄なお湯は作らないようにするとともに、給湯器の温度をできるだけ低く設定します。
- ・ 公用車のアイドリングストップなど、エコドライブを実践します。
- ・ 徒歩や公用自転車、公共交通機関などをできるだけ活用します。
- ・ 庁用車の更新時は低燃費・低公害車の導入に努めます。

2 省資源やリサイクルに向けた取り組み

紙の使用量の削減や再生紙使用の推進、節水など、省資源の取り組みを積極的に進めます。

① 紙の使用量削減

- ・ 両面印刷の徹底と、必要枚数の精査で無駄をなくします。
- ・ 文書の校正等はディスプレイ上で行うよう習慣化し、無駄な印刷をしないようにします。
- ・ 不要な鑑や表紙は省略し、簡潔な文書や資料の作成に努めます。
- ・ 庁内の連絡や回覧等は、紙を使用せずイントラネットの活用を徹底します。

② その他の省資源の取り組み

- ・ 手洗いの時は水をこまめに止めるなど日常的に節水を行います。
- ・ 庁内連絡等には再使用封筒を活用します。
- ・ 紙コップや発泡スチロール容器など、使い捨てのものは極力使用しないように努めます。
- ・ 使用済みコピー用紙やその他の紙類、トナーカートリッジように回収指定のあるものなどは、可能な限りリサイクルします。
- ・ 物品は修理して長期間の使用に努めるほか、不要となった場合には必要とする課に提供します。

3 環境マネジメント運用及び職員への啓発の取り組み

市の事務事業において温室効果ガスを削減していくには、取り組みの習慣化と、職員がその必要性を十分理解することが必要であることから、次の取り組みを行います。

① 環境マネジメントシステムの運用

職員の省エネなど環境保全に対する意識向上と、省エネ・省資源行動の定着を図るため、当面の間、環境マネジメントシステムを継続していきます。

② 職員への啓発等

必要に応じて職員に対して環境に関する研修、啓発などを実施していくほか、ノーマイカーデーの試行などの取り組みを通じて職員の環境意識の向上を図ります。

4 環境配慮型製品等の購入

自治体に努力義務が課せられたグリーン購入法や環境配慮契約法に基づき、物品等の調達を推進し、CO₂の削減と環境市場に貢献します。

① グリーン購入法

環境に配慮した製品の購入に努めることとし、市で定める購入指針に基づき、カタログなどで確認したうえで購入を行います。

② 環境配慮契約法

同法で定める価格に環境性能を含めた総合評価により、公用車等のリースや建築物に関する契約を行うよう努めます。

5 環境配慮型の施設への更新

施設の新築や改修にあたっては環境負荷に配慮します。

① 省エネルギーへの配慮

省エネ型の照明や給湯設備について検討します。

② 新エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスの利用など、新エネルギーの導入について検討します。

③ その他

再生資材の活用や、敷地の緑化などについて検討します。

6 ごみ減量化のため取り組み

また、自治会等の集団資源回収への助成を継続するとともに、平成23年度から開始される、生ごみの分別回収と生ゴミのバイオガス化処理を推進し、埋め立て処理に伴うメタンガスの発生を抑制していきます。

第6 計画の推進体制

1 推進体制

教育委員会や公営企業などを含めた市の組織全体と、そこで勤務する全職員が主体となつてこの計画を推進します。

なお、さまざまな決定、検討などについては、別紙のとおり北広島環境マネジメントシステムを運用するために組織された環境活動推進会議等が行うこととします。

2 報告と公表

計画の進行状況について、上記の環境活動推進会議等に報告するとともに、市の環境の状況と施策の概況を取りまとめて毎年報告している「北広島のかんきょう」及び市のホームページなどで公表、報告することとします。

3 計画の見直し

本計画が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画であることから同法の改正があつた場合、または、社会状況や市の取り組み状況の変化などを踏まえ見直しが必要と判断された場合、計画の見直しを行うこととします。

＜ 推進体制図 ＞

PDCAサイクルを確立し、継続的な改善を図ります。

